

第29回支部対抗ゴルフ大会 (70歳以上の部)

開催日 平成29年11月9日(木)

開催コース ロイヤルメドウゴルフ倶楽部

本競技は日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則とこのローカルルールと競技の条件を適用する。

本書に記載の無い事項や追加変更がある場合は競技規定やプレーヤーへの通知文書、または競技会場での掲示物に掲載されるので必ず参照すること。

ゴルフ規則によって別に定められている場合や本書に罰が記載されている場合を除き、このローカルルールと競技の条件の違反の罰は、「2打」とする。

ローカルルール

1. アウト・オブ・バウンズの境界は白杭をもって標示する。
2. 修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を標示する。
3. コース内の全ての池はラテラル・ウォーター・ハザードとし赤杭、赤線をもってその限界を標示する。但しNo.13・17の水際に設置してある枕木はラテラル・ウォーター・ハザードの一部とする。
4. コース内の樹木の支柱、舗装道路、カート道路、その他の人工施設物(避難小屋等)は動かさない障害物とする。
5. No.17のラテラル・ウォーター・ハザードに第1打が入った場合は、1打付加のうえ、指定区域にドロップする事ができる。
6. 樹木保護のための巻物施設は樹木の一部とみなす。但し、巻物施設にはさまった球は、罰無しにその真下の地点から1クラブレンジス以内でかつホールに近づかない所にドロップする事ができる。
7. スルー・ザ・グリーンに打球の勢いで地面にくい込んだ場合は、罰無しに拾い上げ、ホールに近づかず、球の止まっていた地点にできるだけ近い所にドロップする事ができる。
8. 球が目的外のグリーン(カラーも含む)に止まった場合は、罰無しに拾い上げ、グリーン外でホールに近づかず、球の止まっていた箇所に最も近い地点から1クラブレンジス以内にドロップしなければならない。
9. ストロークプレーにおいて、ラウンド中、ホールアウトを済ませたばかりのグリーン上、もしくはそれを目標として練習ストロークをしてはならない。
10. 上記以外は、すべてJGAゴルフ規則による。

距離表

Hole No.	1	2	3	4	5	6	7	8	9	OUT
Yards	316	314	132	465	351	137	349	452	295	2,811
Par	4	4	3	5	4	3	4	5	4	36

10	11	12	13	14	15	16	17	18	IN	TOTAL
305	327	416	127	330	349	497	122	338	2,811	5,622
4	4	5	3	4	4	5	3	4	36	72

競技の条件及び注意事項については裏面を参照してください。

競技の条件

1. 参加資格
プレーヤーは競技規定に定められた参加資格を満たさなければならない。
2. 委員会の裁定
委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。
3. 使用クラブの規格
『適合ドライバーヘッドリストの条件・付属規則 I(B)1a』を適用する(ゴルフ規則 176 ページ参照)。
4. 使用球の規格
『公認球リストの条件・付属規則 I(B)1b』を適用する(ゴルフ規則 177 ページ参照)。
5. ゴルフシューズ
正規のラウンド中、プレーヤーが金属製・セラミック製、または委員会がそれと同等と認めた鋳を有するゴルフシューズを使用することを禁止する。この条件の違反の罰は競技失格。
6. プレーの中断と再開
 - (1) 通常のプレーの中断(落雷などの危険を伴わない気象状況)については、規則 6-8b,c,d に従って処置すること。
 - (2) 険悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレー中断となった場合、同じ組のプレーヤー全員がホールとホールの間をいたときは、各プレーヤーは委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1 ホールのプレーの途中であったときは、各プレーヤーはすぐにプレーを中断しなければならない。プレーヤーがすぐにプレーを中断しなかったときは、規則 33-7 に決められているような罰を免除する正当な事情がなければ、そのプレーヤーは**競技失格**となる。
険悪な状況による中断中は、委員会がオープンと宣言するまで、すべての練習施設はクローズとなる。クローズとなった練習施設で練習しているプレーヤーは練習を止めるように要請される。その要請に従わなかった場合、参加を取消しとすることができる。
 - (3) プレーの中断と再開の合図について
通常のプレー中断 : 短いサイレンを繰り返して通報する。
険悪な気象状況による即時中断 : 1 回の長いサイレンを鳴らして通報する。
プレーの再開 : 1 回の長いサイレンを鳴らして通報する。
と同時に、本部より競技委員を通じてプレーヤーに連絡する。
7. 練習
ホールとホールの間での練習を禁止する(規則 7-2 注 2)『付属規則 I(B)5b』(ゴルフ規則 181 ページ参照)。
8. 移動
競技中の移動については、乗用カートに乗車することを認める
9. キャディー(規則 6-4 注)
正規のラウンド中、プレーヤーのキャディー使用は禁止する
10. 競技終了時点
競技委員長が成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。
11. 使用ティーマーク
本競技については、ゴールドマークとする

注意事項

1. 競技の条件 5 項において規制されるシューズ以外にもパッティンググリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることができる。
2. 予備グリーンは定義上「目的外のパッティンググリーン」であり、球が目的外のパッティンググリーン上にある場合、プレーヤーは規則 25-3 に基づいて救済を受けなければならない。
3. 競技委員会は競技中を含めいつでも、出場にふさわしくないと判断したプレーヤーの参加資格を取り消すことができる。
4. 打放し練習場においては備付けの球を使用し、スタート前の練習は 1 人 1 箱(20 球)を限度とする。
※使用クラブは、制限なしとする。またハーフ終了後の練習はしてならない。例外として練習パッティンググリーンのみ可とする。(規則 7-2)